県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第36号

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和27年徳島県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第５条中「の総務省令で定める」を「に規定する定形郵便物の料金の」に改める。

附　則

この条例は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第42号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。